

西東京市長 池澤 隆史 様

西東京市国民健康保険運営協議会  
会長 清水 文子

令和7年度の国民健康保険料のあり方について（答申）

令和6年10月22日付け6西市保第1419号で諮問のありましたこのことについて、本協議会で審議し、その結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 諮問事項

令和7年度の国民健康保険料のあり方について

### 2 答申事項

- (1) 令和7年度の保険料率については、西東京市国民健康保険財政健全化計画を踏まえ、据え置くことが妥当である。
- (2) 令和7年度税制改正において、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び国民健康保険税の低所得者に対する軽減判定所得の拡充が予定されている。国民健康保険料についても同様の政令改正が実施された際には、政令に従い実施すること。

### 3 答申理由

- (1) 令和7年度は、物価高騰による影響及び令和8年度から創設される「子ども・子育て支援金」の動向、さらには被用者保険の適用拡大による国保財政への影響等を注視しつつ、令和8年度の改定に向けた検討を進めるため、保険料率を据え置くべきであると考えます。
- (2) 賦課限度額及び軽減判定所得については、政令改正の趣旨を踏まえた見直しが必要である。

### 4 付帯意見

今後も医療費の増加が見込まれ、国保財政は更に厳しくなることが予想されることから、保険者として保健事業の確実な実施のほか、医療費の適正化や収納率の向上による歳入確保に努めるとともに、国保制度の安定的かつ持続的な運営のため、財政支援の更なる拡充を図るよう、引き続き、国や東京都に要望されたい。